

【EU】 国際ローミング料金廃止に関する規則案

海外立法情報課 田村 祐子

* EU 理事会は、国境を超えた通話やデータ通信にかかる国際ローミング料金について、2017年半ばに廃止する規則案に合意した。

1 背景と経緯

旅行先や出張先の海外で携帯電話を利用する場合、契約中の通信事業者に代わって滞在国内の通信事業者がサービスを提供するため、通常の利用料金に加えて追加の料金がかかる。これを国際ローミング料金と呼ぶ。EU 加盟国間も例外ではなく、例えばドイツの通信事業者と契約を結んでいる者がフランスへ旅行した場合、通話等をすれば国際ローミング料金を請求されていた。EU では、2007 年以来、規則 (EC) No717/2007 及びその改正により域内の国際ローミング料金の引下げを段階的に行ってきたものの (注 1)、利用者は依然として他の加盟国に滞在中の携帯電話の利用を控える傾向にあったため、域内市場統合を図り物・人・サービスの自由移動を目指す EU にとって国際ローミング料金の廃止は長年達成すべき目標となっていた。

欧州委員会は、2013 年 9 月 11 日、域内通信環境の改善と競争力の強化を目的とし、国際ローミング料金の完全廃止を柱とする規則案 (COM(2013)627final) を提出した。欧州議会が 2014 年 4 月 3 日に規則案を一部修正の上承認した後、EU 理事会での承認に向け完全廃止を主な争点に折衝が続いたが、2015 年 6 月 30 日のトリローク (trilogue) (注 2) において合意が成立した (2013/0309(COD))。EU 理事会及び欧州議会は、2015 年秋に最終的にこの合意案を採択する見込みである。審議過程で争点となった完全廃止については、最終的に通信事業者に配慮した例外規定を設ける形となった。また、同じ規則案で「ネットの中立性 (Net neutrality)」についても合意された。これは、インターネットアクセスを提供する際、全てのトラフィック (traffic) (注 3) を平等に扱う法的義務を通信事業者に負わせるものである。

以下に合意案の主な内容を紹介する。

2 主な内容

(1) 国際ローミング料金の廃止

通話、SMS (電話番号宛ての短いメールサービス) 送信、及びデータ通信にかかる国際ローミング料金は、2016 年の段階的引下げを経て、2017 年に原則として廃止される。

ただし、前述した例外規定として、利用者が他の加盟国に永住しているにも関わらず、より安価な出身国の通信事業者と契約

表 国際ローミング料金廃止日程 (単位: ユーロセント)

	通話 (1分)	SMS送信	データ通信 (1メガバイト)
~2016年4月29日	19	6	20
2016年4月30日 ~2017年6月14日	5	2	5
2017年6月15日~	0	0	0

を続けているなどの不正な利用が発覚した場合には、「公正な利用方針（fair use policy）」に従って、通信事業者は、事業者間の卸売料金（wholesale rates）（注4）を超えない範囲内で料金を利用者に請求することができる。また、国際ローミング料金の廃止を持続可能なものにするために、現在の事業者間の卸売料金は引き下げられる必要がある。そのため欧州委員会は、事業者間の卸売料金の見直しについて、2016年6月15日までに新たな法案を提出しなければならない。

(2) ネット中立性

利用者は、利用者及び通信事業者の居場所に関わらず、情報及びコンテンツにアクセスし発信する権利、アプリケーション及びサービスを利用し提供する権利、選択した端末を利用する権利を持つ。通信事業者は、インターネットアクセスを提供する際、全てのトラフィックを平等に扱わねばならない。ただし、サイバー攻撃への対応といった合理的な特定の状況においてはトラフィックの妨害及び調整が容認される。

加盟国は、これらの規定への侵害に対して効果的な罰則規定を定め、それを欧州委員会に対して2016年4月30日までに通知しなければならない。

3 今後の予定

この規則案は、欧州委員会が掲げる10の優先課題（注5）のうち、雇用対策に次いで2番目に重要な課題であるデジタル単一市場の構築にも関わるものであり、合意内容から、通信事業者間の卸売料金の引下げ等、法制化の動きが見込まれる。今後も継続的に動向を注視していく必要があるだろう。

注（インターネット情報は2015年9月14日現在である。）

- (1) 例えば1分の通話にかかる国際ローミング料金は、2007年まで49ユーロセントだったのに対し2015年9月現在、19ユーロセントまで引き下げられている。これまでの段階的引下げについては、植月献二「【EU】携帯電話利用料を引き下げる新規則」『外国の立法』2012.8, p.23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3517521_po_02520211.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。
- (2) 立法上の提案権を持つ欧州委員会、立法機関であるEU理事会、同じく立法機関である欧州議会の3者による、法案成立を促進する非公式の協議を指す。
- (3) 通信回線を通じて送受信される情報。
- (4) ローミングに関し、事業者間で発生する料金。
- (5) ジャン-クロード・ユンカー欧州委員会委員長が就任前に示した、2014年から2019年までの任期中に取り組むべき優先課題を指すもので、①雇用・成長・投資の促進、②デジタル単一市場構築、③気候変動対策を見据えたエネルギー同盟等が挙げられている。Jean-Claude Juncker, “A New Start for Europe: My Agenda for Jobs, Growth, Fairness and Democratic Change : Political Guidelines for the next European Commission,” 15 July, 2014. <http://ec.europa.eu/priorities/docs/pg_en.pdf>

参考文献

- ・ Council of the European Union, “End of roaming charges: Council confirms agreement with EP,” 2015.7.8. <<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/07/08-roaming-charges/>> 等